

# 令和5年度与那原町国民健康保険税収納対策緊急プラン

国民健康保険税の適正賦課及び収納率向上のため、次のことを実施する。

## 1. 組織及び人員体制

- ①収納係1名、納付相談員（会計年度任用職員）2名の計3名を配置する。
- ②定期的に夜間電話督促・戸別訪問等を実施する。
- ③職員の資質向上を図るため、滞納処分等徴収業務や国民健康保険制度に関する研修に積極的に参加する。
- ④収納対策委員会（委員長：副町長）のもと、税務課、子育て支援課（保育料）公共施設課（町営団地）、学校教育課（給食費）、財政課（町有地借地料）及び上下水道課との連携により、徴収体制をいっそう強化する。
- ⑤必要に応じて、沖縄県が市町村に対して実施している収納率向上対策事業による収納率向上アドバイザーの派遣事業を活用し、高額・困難案件等について助言をもらう。

## 2. 適正賦課

- ①国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて、改正点の説明やその趣旨を広く周知することを目的に町HP、広報誌への掲載やリーフレット、チラシ等の配布を実施する。
- ②適正賦課に係る事例（国保資格取得・喪失の未届、所得の未申告、国保税軽減・減免の可否）について、資格・賦課の担当職員と連携し、早期の手続を促す。
- ③居所不明の「不現住」を認定するため、督促状等の郵便物返戻の記録及び納付相談員の訪問記録等をもとに調査を行い、不現住の確定を行うため住民課での住民登録職権削除へつなげ、適正賦課に努める。

## 3. 納税方法の効率化

- ①広報誌・町ホームページでの啓発及び納税通知書発送時に口座振替依頼書を添付する等、口座振替の利用を推進し、収納業務のさらなる効率化を図る。
- ②コンビニエンスストア及び県内郵便局で納付可能な納付書を平成25年度に導入しており、これにより納税者の利便性を高め、あわせて収納率向上を図る。
- ③令和3年度より導入したキャッシュレス決済について、広く周知を行い、経常的に利用可能な収納チャンネルを目指す。

## 4. 収納対策

- ①納付誓約を行っている分納世帯及び短期被保険者証を交付している世帯の状況把握をさらに徹底する。また、短期被保険者証交付の際に生活実態の把握に努め、

納付相談等を行う機会を設ける。

- ②保険証の期限切れの状態が長く続いている方に対して、保険税を納付できない特別な事情の有無を十分確認し、事情無く1年以上納付の無い滞納者に対し、資格証明書の発行を検討する。
- ③収納会議を定期的に行い、滞納事例について重点的に対策を講ずることで滞納世帯数の減少を図る。
- ④昨今の社会情勢等を踏まえ、所得の大幅な減少により国保税の納付が困難な被保険者には、与那原町国民健康保険税条例施行規則に基づき、減免申請を促す。
- ⑤平日夜間の納付相談及び納付対策を必要に応じて行う。
- ⑥滞納者への現金給付（高額療養費、出産育児一時金等）があるときは、その申請時に納付相談を行う。

## 5. 滞納処分

- ①納付催告に応じない者に対し、その者の現状をしっかりと把握したうえで、必要であれば滞納処分を行う可能性がある旨を通知し、納付を強く促す。
- ②滞納者の財産調査を定期的に行い、調査結果と納付実態を検討したうえで滞納処分を実施し、納期内納付の周知徹底を図る。
- ③社会保険加入や県外への転出により国保資格を喪失した滞納者、また県内他市町村へ転出し適用外になった滞納者に対しては、早期に滞納処分を検討する。
- ④納付催告に応じない者に対し、徹底した財産調査を実施するとともに、動産・不動産・その他債権等の差押え、公売等を行うことで収納率の向上を図る。
- ⑤長年有効な納付相談ができていない者に対して搜索を実施し、収納率の向上を図るとともに、担税能力の有無の把握を行う。

## 6. 執行停止

- ①滞納者の現況及び財産調査等により担税能力の有無を検討した結果、執行停止の必要があると判断した場合は、積極的に早期対処する。

(以上)